

大崎町
子ども読書活動推進計画
(第5次)

令和7年3月
大崎町教育委員会

大崎町子ども読書推進計画（第5次）

目次

はじめに	・・・・・・・・・・ 1
第1章 基本的方針	・・・・・・・・・・ 4
I 基本的な考え方	
第2章 子どもの読書活動の推進のための方策	・・・・・・・・・・ 10
I 共通事項	・・・・・・・・・・ 10
1 連携・協力	
2 人材育成	
3 普及活動	
II 家庭における子どもの読書活動の推進	・・・・・・・・・・ 14
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	

2	家庭の取組の促進等	
III	地域における子どもの読書活動の推進	16
1	公共図書館	
2	民間団体等への支援	
IV	学校における子どもの読書活動の推進	19
1	保育所・認定子ども園等	
2	学校図書館の機能強化	
第3章	推進体制の整備	30
I	子どもの読書活動の推進体制の整備	
II	地方公共団体における連携・協力体制の整備	
III	各種団体等との連携・協力の促進	
IV	大隅広域図書館ネットワークの構築について	

大崎町子ども読書活動推進計画（第5次）

はじめに

子どもの読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。そのため、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

本町においては、戦後、公民館図書室での読書活動がスタートし、昭和60年の町立図書館開館と同時に、子どもの読書意欲を喚起することを目的に、幼児や小学生を対象とした読書教室などに取り組み、移動図書館車の巡回や学校・地域と連携した様々な活動を展開し読書活動の充実に努めてきました。

平成17年度には「大崎町子ども読書活動推進計画」、平成22年には第2次計画、平成27年7月には第3次計画、令和2年4月には第4次計画を策定し、子どもから大人へ生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校が一体となり、子どもの読書活動の推進と読書環境の整備に取り組んできました。

た。特に第4次計画では「1日20分読書運動」を通して「心に残る1冊の本との出会い」をキャッチフレーズとし子どもの読書活動推進に取り組み、また、第4次計画策定後国による「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の制定（令和元年6月）、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定（令和4年1月）等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められています。

第4次計画期間における目標のうち、ブックスタートや図書館まつりの開催等乳幼児期における取組や図書館の広報活動は概ね達成できましたが、「1日20分読書運動」や子どもの読書活動の推進のための町立図書館の機能強化については課題が達成できていない状況があり、中核施設として各学校図書館と連携した読書活動を推進し、計画的な読書活動推進に取り組んでいく必要があります。

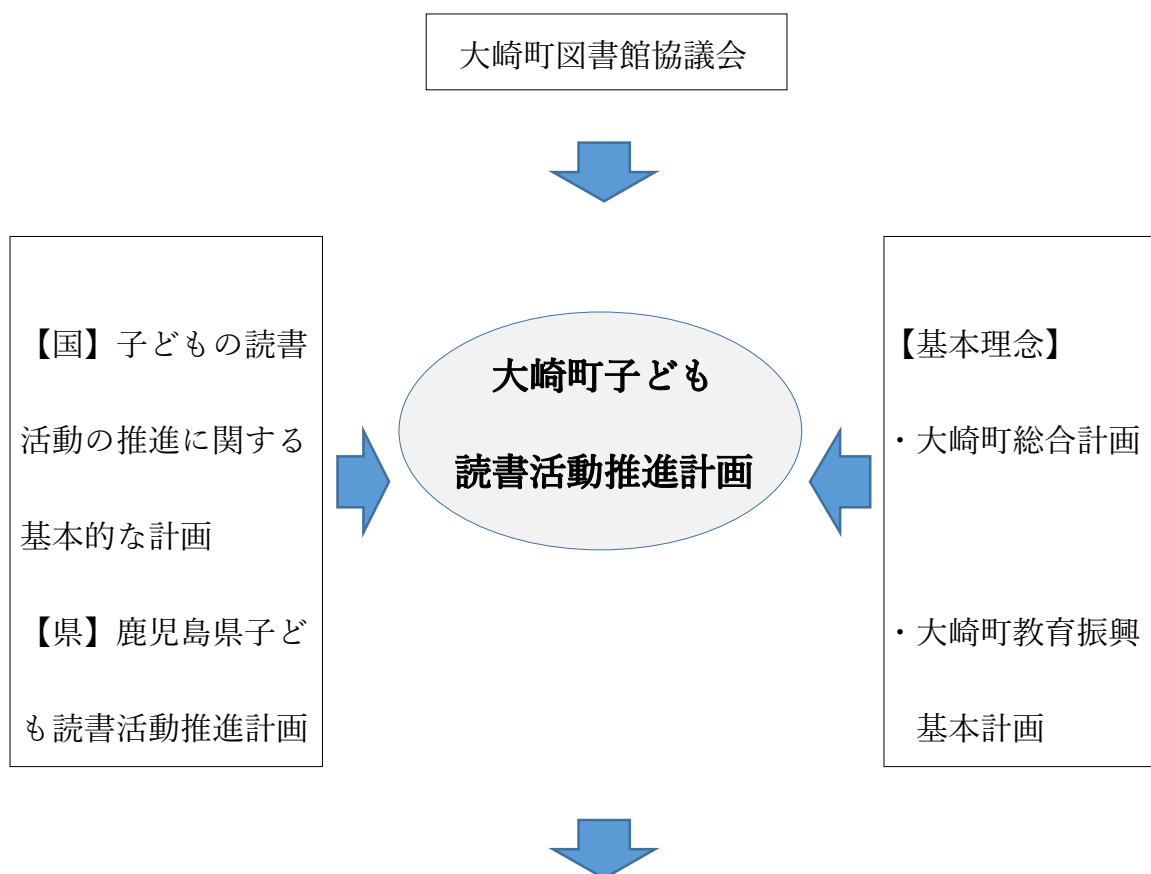
県は令和5年3月に策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第5次計画）」を基本とし、第4次計画期間の取組の成果と課題を踏まえて、子どもの読書活動が一層推進されるよう令和6年3月に第5次計画を策定しました。

そこで、本町においても、計画期間（令和2年度から令和6年度）の取り組みを見直し、読書活動の実態を踏まえ「大崎町子ども読書活動推進計画（第5次）」

を策定しました。

本計画の実施期間は、令和7年度から概ね5年間とします。

第1章 基本的方針



I 基本的な考え方

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊

かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められる。

そのため、国や県の基本的方針及び大崎町基本理念を踏まえ、次の点を基本方針とします。

【子どもの読書活動推進のための基本方針】

子どもの読書活動について家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を推進するため、以下の点を考慮しながら展開していくこととします。

1. 1日20分読書運動の展開
2. 不読率の低減
3. 子どもの視点に立った読書活動の推進
4. 多様な子どもたちの読書機会の確保
5. デジタル社会に対応した読書環境の整備

※1「1日20分読書運動」とは、「全ての子どもが1日に少なくとも合計で20分程度の時間を読書に親しみましょう」という運動であり、第4次計画での運動を継続して行うこととします。

1. 1日20分読書運動の展開

「1日20分読書」運動～ 本がひらく わたしの未来 ～

「1日20分読書」運動とは、「全ての子どもが1日に少なくとも合計で20分程度の時間を読書に親しみましょう」という運動であり、第4次計画での運動を継続して行うこととします。

また、急激に変化する時代において、読解力や創造力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて多くの知識を得たり、必要とされる資質・能力を育み、多様な文化への理解を深めたりすることができます。

全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進していくこととします。

2. 不読率の低減

子どもの読書活動の意義を踏まえれば、全ての子どもたちが本に接することができるようになることが重要です。

不読率の改善に向け、学校図書館に関するオリエンテーション等の学校種間

の移行段階に着目した取組、読書に興味のない子どもも親しみやすい講座、体験活動等と連動した取組等の充実に努めること、乳幼児期からの読み聞かせを推進すること等が考えられます。

本県でも、高校生の不読率は、小学生、中学生に比べると高い状況が続いています。こうした状況を踏まえ、第4次計画の基本的な方針を維持し、乳幼児から中学生までの読書習慣の形成を促すとともに、大人への過渡期にある高校生が読書の必要性を真に感じ、主体的に読書に興味・関心を持てるような取組を推進することが求められます。例えば、探究的な学習活動等に当たって、学校図書館や図書館の利活用を促進する取組の充実に図ることや、友人同士で本を薦め合う活動、また、高校生は、電子書籍を利用するなど、読書経験が大人に近い部分もあるため、大人を含めた読書計画を策定することも重要です。

3. 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等や様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させる等、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うことが重要です。

4. 多様な子どもたちの読書機会の確保

特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・義務教育学校や高等学校において通常の学級に在籍しながら通級による個に応じた指導を受けている児童生徒は増加しています。また、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どもの存在等も明らかになっています。このような多様な子どもたちを受容し、全ての子どもたちの可能性を引き出すための読書環境の整備が必要です。

そのためには、読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍※1」という。）及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「アクセシブルな電子書籍等※2」という。）の充実、日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちのための多言語対応等を含む、学校図書館、図書館等の読書環境の整備が不可欠となります。

5. デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、子どもたちに言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等の

D X（デジタルトランスフォーメーション）を進めていく必要があります。

※1 例えば、点字図書、拡大図書、LLブック等がある。

※2 例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック等がある。

第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

I 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいます。以下の事項について、認識を共有することが重要です。

1 連携・協力

子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。地域における学習資源等の共有、地域における人的資源の共有、関連機関等の特質に応じた連携・協力、関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組を促します。

(1)町立図書館を中核施設として、子どもの読書活動に携わる関係者の資質の向上や人材育成のための活動の場や機会を提供します。

2 人材育成

子どもの読書活動の推進のため、読書指導員と町立図書館との年2回の会合

等を通じ、教師、保護者との連携・協力を進めるとともに、個別最適な読書環境実現のため、読書活動に携わる人材の資質の向上に努めます。

3 普及活動

(1)子ども読書の日等

「子ども読書の日（4月23日）」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。（推進法第10条第1項）

また、子ども読書の日に併せて、県では毎月23日は子どもの読書活動を推進する日として取り組んでいます。（「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」）

その他「文字・活字文化の日」（10月27日）等、年間を通じて子どもと大人が、ともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めていくよう努めます。

ア 「第5次大崎町子ども読書活動推進計画」の町広報誌への掲載・町ホームページでの周知等、広報・啓発に努めます。

イ 「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」や「読書週間（10月27日～11月9日）」の期間中に、テーマ展示等を実施して優良な図書（推薦図書等）を家庭・地域に周知・普及することに努めます。

(2)発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に考慮した上で、乳幼児期から継続的に個別最適な読書活動の推進を目指す必要があります。

① 就学前（幼稚園，保育所，認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子

どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする子どもが出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね 12 歳から 15 歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

※ 「第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画」から引用

(3)子どもの読書への関心を高める取組

子どもの読書への関心を高めるために、多様な取組が行われています。

具体的な取組等について	
読み聞かせ	大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。
子ども同士で本を 薦めあう活動	「お薦めの本カード」に記入して本を友達に紹介する推薦図書コーナーを実施。
読書の記録	読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

II 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書活動は、日常の生活を通して形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、子どもにとって身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。

また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには、静かな環境をつくって読み聞かせをしたり、家族で好きな本について語り合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて「心に残る

1冊の本」と巡り会えるように働き掛けることが望まれます。

2 家庭の取組の促進等

(1)家庭での実践

ア 「1日20分読書運動」を展開します。

イ 家庭での読書活動を図るため「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」の取組を推進します。

(2)町における家庭への支援

ブックスタートや図書館まつりの開催等、乳幼児期における取組を図ります。

ア 家庭での読書活動を支援するため、ブックスタート事業など、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。

イ 市町村において、読み聞かせやわらべ歌に親しむ活動をはじめ、家族が触れ合う機会の提供に努めます。

ウ 乳幼児だけでなく、小学生から高校生までの発達段階に応じた本の紹介に努めます。

Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

1 公立図書館

(1)子どもの読書活動の推進主体としての図書館の役割

図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年文部科学省告示第 172 号。以下「望ましい基準」という。）等に基づき，基本計画を踏まえ，地域における子どもの読書活動の推進に努めます。

ア 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料の整備・提供を実施します。

イ ボランティア活動等の促進

読み聞かせ等のボランティア活動等の機会や場所を提供します。

(2)子どもの読書活動を推進する公立図書館の取組

ア 多様な児童生徒たちの読書機会の確保，非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため，児童生徒たちの健康や発達段階等に配慮しつつ，電子書籍等の利用など，町立図書館の DX を検討します。

イ デジタル社会等に対応した読書環境の整備

図書館は，I C Tを積極的に活用しつつ，多様な主体と連携，協働しながら

ら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを促進することが求められます。

現状として、図書館利用者がインターネットによって蔵書を検索できるO P A C（オンライン蔵書目録）の導入率は86.5%です。子どもがより主体的に読みたい本を選択できるよう、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されることが重要です。

現在、県内の1割に満たない市町村が公立図書館で電子書籍の貸出しを行っており、4割の市町村が公立図書館で電子書籍の貸出しを予定又は検討しています。感染症の発生等による閉館中においても、子どもの本へのアクセスを可能とするよう、今後、多くの図書館で導入されることが予想されます。

また、子どもが端末等で利用できるデジタルアーカイブの充実も期待されます。例えば、学校向けの副読本のデジタル化や地域に根差したコンテンツの作成などに関係機関が連携して取り組むことなどが挙げられます。

子どもへの情報提供についても、G I G Aスクール等の進展を踏まえ、I C Tを活用した情報発信を充実させることが重要です。著作権法に留意した上で、地域の実情を踏まえた多様な取組が実施されることが期待されています。

ウ 子どもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っています。

図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様な子どもの意見を聞く機会を積極的につくることが重要です。

アンケート等により子どもの視点にたった図書の収集に努めます。また、児童生徒の要望を把握し、資料の充実を図ります。

Q あなたの好きな本はどんな本ですか。			
小学生	1 位	2 位	3 位
	「 <u>まんが</u> 」 58.5%	「物語」 42.1%	「絵本」 33.3%
中学生	1 位	2 位	3 位
	「物語」 81.8%	「 <u>まんが</u> 」 63.6%	「図工・音楽・スポーツ」 18.2%
高校生	1 位	2 位	3 位
	「物語」 70.6%	「 <u>まんが</u> 」 47.1%	「歴史・伝記」 23.5%

※子ども子育てニーズ調査結果（令和6年3月）

(3)図書館における取組の促進等

町立図書館の利便性向上や図書館機能の充実を図るため、施設のあり方について検討を進めます。

2 民間団体等への支援

本町には複数の親子読書会や読書グループ等があります。子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。これらの民間団体の活動を活かせるよう、環境を整備することが必要です。

町内の読書グループ等（令和6年12月末現在）	
大丸小学校文化生活部	「更ちゃんの会」
特定非営利活動法人このはな	野方小学校 PTA 文化部
大崎小学校 PTA 親子読書会	菱田小学校親子読書会

○民間団体が行う読書会等に町立図書館の職員が協力する等の支援をします。

○活動の場や機会を提供します。

IV 学校における子どもの読書活動の推進

読書活動は、家庭や地域で個別に取り組まれるものですが、学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特性を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

1 保育所・認定こども園等

○乳幼児期に読書の楽しさを知るためには、家庭の協力が欠かせません。

「ブックスタート」や「セカンドブック」事業による家庭と連携した読書

活動の推進を図ります。

- 全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めることが重要です。保育所・認定こども園等を対象とした団体貸出しに努め図書の整備を図ります。

(1) 乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

ア 計画的な取組を推進します。保育所・認定こども園等では、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに、乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通して、絵本や物語に親しむことができるような活動を、今後とも積極的に行うことが期待されています。

イ 多様な読書活動に取り組みます。

異年齢交流において、小・中学生が保育所・認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することが重要です。

ウ 保護者への啓発に努めます。

読み聞かせなど1日20分程度、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや読み聞かせ等の意義について、保護者への啓発を行うことが求められています。また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中で

も、読み聞かせなどの読書活動を推進することが期待されます。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

ア 乳幼児期に読書の楽しさを知るためには、家庭の協力が欠かせません。

保護者に読み聞かせの様子を参観する機会を提供したり、発達段階に応じた絵本を手渡したりして、「ブックスタート」による家庭と連携した読書活動の推進を図ります。

イ 教職員や保育士だけでなく親子読書グループ等とも連携を図り、読み聞かせの機会を増やします。

(3) 子どもの読書活動の推進のための保育所等の機能強化

ア 読書環境の整備に努めます。

保育所・認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保などの環境整備を図るよう促していきます。

また、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めるよう促していきます。

イ 成長に応じた図書の選定に努めます。

保育所・認定こども園等は公立図書館・室の協力を得て、成長に応じた

図書を選定できるよう促していきます。

ウ 教諭や保育士等の資質向上に努めます。

読み聞かせなどに関する研修の機会を設け、教職員や保育士等の資質向上を図ります。

エ 乳幼児の読書の状況について校種間の連携に努めます。

小学校入学を前に行われている幼保小連絡会の機会等を利用して、乳幼児の読書習慣や読書活動の様子についても情報連携を積極的に図ります。

2 小学校・中学校

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

ア 「1日20分読書」運動に取り組むに当たって、図書館資料の充実は欠かせません。文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、学校図書館図書標準の計画的な達成を目指します。

小学校・中学校・義務教育学校における学校図書館図書標準の達成率が全国平均より低いことを踏まえ、令和10年度までに県内の小学校85%、中学校70%が図書標準を達成することを目指します。

イ 全校一斉読書（朝読書を含む。）の時間を設定し、教職員と児童生徒が一緒に読書をする時間を引き続き設定し、その充実を図ります。

ウ 学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力の育成のため、各教科等の特質に応じた言語活動と読書活動を充実させることが求められています。そこで、各教科等の習得、活用、探究の過程の中で学校図書館の効果的な利活用を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の自発的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させます。

エ 子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう様々な図書に触れる機会を確保します。そのために学校では、学校司書や読書指導担当教員等を中心に、「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング）」、「ブックトーク」や「アニメーション」等の読書への関心を高める活動、「読書会」、「ペア読書」、「書評合戦（ビブリオバトル）」等の協働的な活動、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等、児童生徒の実態に応じてＩＣＴを効果的に活用しながら多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の 広がりを図ります。

これらの取組に学校司書の果たす役割は大きいため、小学校・中学校・義務教育学校への配置の更なる充実が求められます。

また、調べ学習等に用いる図鑑や事典、新聞等の資料だけでなく、多様な背景を持つ児童生徒に対して読書機会の提供ができるようアクセシブルな電子書籍等を充実できるよう校内で検討します。

オ 「読書センター」としての機能だけでなく、各教科等の学習活動を支援したり、学習内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、学校図書館の機能を充実させます。

カ 児童生徒の意見聴取の機会を確保したり、児童生徒が委員会活動等で主体的に学校図書館の運営に関わったりするなど、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援します。

キ 小中連携の取組の中で、読書体験や読書活動の様子について情報交換を行ったり、読書活動を通じた児童生徒の交流を推進したりします。

(2) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書方法の紹介・普及に努めます。

イ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めます。

ウ 親子読書や朝読み夕読みの取組を支援します。

エ 親子読書会や読書グループ、公立図書館司書等を活用した多様な読書活動を推進します。

オ 関係機関との連携により、就学前の読書体験や読書習慣についての状況を把握し、小学校段階での計画的な読書活動につなげます。

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等を通した読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、読書指導に関する研究協議や先進的な取組を共有するなどして、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 司書教諭や学校司書等と連携を図り、全校体制による読書指導の事例紹介に努めます。

イ 読書指導の研究校や家庭・地域との連携に関する事例紹介に努めます。

3 障害のある子どもの読書活動の推進

視覚障害者等の子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動への支援を推進します。

- (1) アクセシブルな書籍を充実させる等、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制を整備します。
- (2) 利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、やさしい日本語やピクトグラム、点字等による表示等、円滑な利用のための支援の充実に努めます。
- (3) 鹿児島県視聴覚障害者情報センターと学校図書館との連携、資料の活用促進を図ります。
- (4) 子どもたちの実態に合わせた読み聞かせなどの読書活動の促進に努めます。

4 学校図書館の機能強化

- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学校図書室の学習センターや情報センターとしての機能の充実に努めます。

○ 子どもの読書活動について家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組を

推進するために、学校図書室と地域図書館の併用を推進します。

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習センター及び情報センターとしての機能を持つ、学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。

また、公立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行うなど、連携・協力も必要です。

(1) 学校図書館における読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 児童生徒の視点に立った読書活動を推進し、多様な興味・関心に応える
図書の計画的な整備・充実に努めます。

イ 学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実に
努めます。

ウ 学校図書館の蔵書管理コンピューターや校内LANの整備に努めると
ともに、電子書籍の導入やインターネットを利用した公立図書館との情報
の共有化を図ります。

エ 校長は、学校図書館の館長であるという認識をもち、学校教育における
学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込み、そ
の方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関

して、リーダーシップを強く発揮することが望まれます。

(7) 児童生徒の言語能力，情報活用能力，問題解決能力，批判的吟味力等の育成を支え，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての学校図書館の運営に努めます。

(4) 司書教諭を含む全ての教職員，学校司書，地域のボランティア等が連携・協力して，計画的・組織的に学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立に努めます。

(5) 推進委員会等，校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立に努めます。

(6) 学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努めます。

(7) 地域のボランティアの積極的な活用 to 努めます。

オ 学校図書館の地域への開放に努めます。

(7) 平日における学校図書館の開放を推進します。

(4) 長期休業期間等における地域のボランティア等の協力による開放を促進します。

(2) 公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 公立図書館からの団体貸出や公立図書館司書の積極的な活用を図ります。

イ 近隣の学校図書館との人的交流や図書館資料の相互貸借等，連携・協力を努めます。

第3章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動の推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、県・関係機関等との相互連携を図り、子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

本町においては、学校、図書館協議会はもとより、家庭や地域へ「大崎町子ども読書活動推進計画（第5次）」の趣旨等の理解を促し、推進体制の整備を図ります。

2 地方公共団体における連携・協力体制の整備

住民に身近な地方公共団体として、子どもの読書活動に果たす役割が重要であることから、他市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進します。

3 各種団体等との連携・協力の促進

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動をより一層推進していくこととなります。そのため、町では、民間団体間の連携・協力が図られるよう努めます。

4 大隅広域図書館ネットワーク事業について

事業名	大隅広域図書館ネットワーク化事業
関係市町	大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町
概要	大隅圏域内の図書館の相互利用を行うことにより，住民が図書館を利用しやすい環境を整備し，住民の利便性の向上を図る。 (定住自立圏形成協定 平成 24 年 9 月締結) ○図書館ネットワークシステムの運用 ○利用登録・貸出等の共同運用 ○図書館システムの運用 ○貸出図書の集配システムの運営
事業効果	◇貸出利用図書数の増加，蔵書検索・予約，貸出窓口の増加による利用者サービスの向上 ◇参加市町の一体的な蔵書管理ができ，効果的な図書資料等の購入や保存が可能 ◇共同構築により，導入及び運用にかかわる経費の削減が可能